

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
桜井市	萱森地区	令和4年2月1日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.5 ha
③地区内における <u>70</u> 才以上の所有者の面積の合計	7.04 ha
うち後継者未定・不明の農業者の耕作面積の合計	5.8 ha
④地区内において中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

中山間地にある地区で、地区内に農地が点在しており集約が難しい地域である。地区の農家は高齢になってきているが、現状でも耕作を続ける意志が強い農家が多く、実際に耕作を続けている。しかし、一方では離農された農家の所有地については、農地が離れていることもあり管理が出来ず、多くが林地となってしまうのが現状である。また、獣害がひどく、水稲も露地野菜もすぐにやられてしまい対処に困っている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現状では各農家毎に耕作を続けていくが、今後さらに離農が進む場合は中間管理機構を通じて中心経営体への集積・集約を進める。

前述の通り、地区内に矮小な農地が点在しており、そのすべてを管理するのは困難である。そのため、比較的固まっている農地を維持、管理を行う。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	A	稲作 露地野菜	0.5 ha	稲作 露地野菜	0.5 ha	萱森・出雲
	B	稲作 露地野菜	0.6 ha	稲作 露地野菜	0.6 ha	萱森
	C	稲作 露地野菜	0.8 ha	稲作 露地野菜	0.8 ha	萱森
	D	稲作 露地野菜	0.42 ha	稲作 露地野菜	0.42 ha	萱森
	E	稲作 露地野菜	0.22 ha	稲作 露地野菜	0.22 ha	萱森
	F	稲作 露地野菜	0.21 ha	稲作 露地野菜	0.21 ha	萱森
	G	稲作 露地野菜	0.35 ha	稲作 露地野菜	0.35 ha	萱森
	H	稲作 露地野菜	0.75 ha	稲作 露地野菜	0.75 ha	萱森
計	48		3.85 ha		3.85 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地の貸付け等の意向</b>                  中山間地という土地柄、まとまった農地がなく、すでに離農された農家の所有していた農地が非農地化していることも多い。現状では具体的な意向については現在挙がっていないが、認定農業者を中心に経営状況・効率化を集積・集約を検討する。</p>
<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b>                  現状では個々の耕作が続いているため、現時点での活用は要しない。今後の離農等の状況に合わせて機構に貸し付け、集積・集約を進める。</p>
<p><b>基盤整備への取組方針</b>                  整備されていない農地も多く、特に問題となるのは農地へ侵入するための農地である。機械を入れづらい道幅であることから、整備事業を活用することで機械を導入できるように整え、耕作を行っていく。</p>
<p><b>新規・特産化作物の導入方針</b>                  現状、特に案はないが、水稻及び高地での栽培が適している作物を検討する。</p>
<p><b>鳥獣被害防止対策の取組方針</b>                  獣害対策が未だ行き届かず、多くの作物が獣害にあっている。そのため、獣害対策の支援事業を活用し、数年をかけて整備し、被害を抑えていく。</p>
<p><b>災害対策への取組方針</b>                  周囲は林地に囲まれており、即座に土砂崩れ等は起きないと思われるが、昨今の気候事情を鑑み、農作業の合間に見回りを行い、必要に応じて災害対策を行っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。